

工事請負契約書約款第 25 条第 6 項の規定
の適用に係る特例措置について

工事請負契約書約款第 25 条第 6 項の規定の適用に係る特例として、下記のとおり定める。

1 適用対象工事

令和 4 年 2 月 28 日以前に契約をした工事のうち、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 令和 4 年 3 月 1 日以前の公共工事設計労務単価により積算をされた工事であること。
- (2) 基準日から残工期が 2 月以上ある工事であること。

2 内容

スライド協議の際に設定する基準日について、区が認めた場合には、令和 4 年 3 月 1 日（公共工事設計労務単価の改定が行われた日）を限度に、遡ることができることとする。

3 手続

特例措置の適用を希望する場合は、区が指定する日までに、工事主管課担当者に申出を行い、基準日について協議を行うこと。

4 留意事項

- (1) 基準日をさかのぼる場合は、受注者側で基準日時点の出来形数量について、資料等を基に証明すること。証明できない場合は、基準日を遡ることはできない。
- (2) 基準日の設定がなされたら、「インフレスライド条項の取扱いについて」に則り、手続を行うこと。